

公益財団法人山田長満奨学会基本財産管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人山田長満奨学会(以下、「奨学会」という。)の定款第8条の定めに基づき、奨学会の財産管理の方法に関する事項を定めたものであり、奨学会の財産管理に関しては、法令及び定款に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 本規程は、奨学会が保有する基本財産及びその他の財産(以下「財産」という。)について適用する。

(善管義務)

第3条 理事及び職員は、善良なる管理者の注意義務をもって奨学会の財産を管理するとともに、法令及び定款に従い忠実に職務を執行しなければならない。

(管理責任者)

第4条 財産管理責任者は、理事長とする。

2 理事長は、業務執行理事に財産の管理事務を行わせることができる。

(台帳整理)

第5条 財産の管理については、台帳を備え、その増減を記帳整理しなければならない。

2 財産管理責任者は、財産に移動があった都度又は月末に記帳整理し、常に財産整理の状況を把握しておかなければならない。

(財産目録)

第6条 財産管理責任者は、財産を記帳整理し、年度末に財産目録を作成しなければならない。

(理事会等への報告)

第7条 財産管理責任者は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会に報告しなければならない。

(基本財産の処分等)

第8条 基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月18日評議員会議決)